

## 2015-16 年度 国際ロータリー第 2690 地区 奨学生 募集要項

国際ロータリー第 2690 地区（鳥取・島根・岡山）は、以下の要項に従って 2 種類の奨学生候補の募集を行います。

	地区補助金 奨学生	グローバル補助金 奨学生
募集人員	若干名	若干名
授与額	13,000 ～ 27,000 米ドル ※選考時に人数や期間を考慮し決定する	30,000 米ドル以上
学業レベル	学部または大学院	大学院
学業期間	1 ～ 2 学年間	1 ～ 4 学年間
専攻分野	指定なし	6 つの重点分野のうち 1 つあるいは複数に関連すること 1.平和と紛争予防／紛争解決 4.母子の健康 2.疾病予防と治療 5.基本的教育と識字率向上 3.水と衛生 6.経済と地域社会の発展
国外留学の必要性	なし	あり
入学許可の取得	申請時に入学許可を取得していない場合も有りうる ただし指定の時期までに取得する必要あり	申請書提出までに、奨学生候補者が留学先大学から入学許可を取得する
留学先言語の語学力証明	留学する教育機関において正規の研究に従事する際、不都合のないレベルであることを示す語学力証明書を申請書とともに提出する 英語は TOEFL のインターネットテストで 94 点以上	語学力証明書を提出する必要はない
制限事項	・ロータリアン、ロータリー関係組織職員、その親族は応募できない ・申請者の本籍、現住所、通勤先、通学先のいずれかが、鳥取県、島根県、岡山県内である	・ロータリアン、ロータリー関係組織職員、その親族は応募できない ・申請者の本籍、現住所、通勤先、通学先のいずれかが、鳥取県、島根県、岡山県内である ・すでに授業料の支払われた留学期間については対象とすることはできない
申請書類	・ロータリー財団地区補助金奨学金申請書 ・日本語および留学先使用言語での小論文 ・語学力証明書 ・成績証明書 ※申請書類は返却しません	・ロータリー財団グローバル補助金奨学金申請書 ※申請書類は返却しません
申請書の提出先	地区ロータリー財団事務所 HP より申請書を入力し、地区内のロータリークラブに提出する	地区ロータリー財団事務所 HP より申請書を入力し、地区内のロータリークラブに提出する
申請書の提出期限	申請者 → クラブ クラブ → 地区ロータリー財団事務所 : 2015 年 2 月末日 ※地区内のクラブについては下記ホームページをご参照ください	申請者 → クラブ クラブ → 地区ロータリー財団事務所 : 2015 年 2 月末日 ※地区内のクラブについては下記ホームページをご参照ください
選考方法	①クラブ : 会長・幹事による面接・審査の後、地区へ推薦 ②地区 : 書類審査の後、選考会にて面接 選考会実施予定日 2015 年 3 月 21 日 (土) ※スカイプ等を利用したビデオ通話や音声通話による面接は行いません	①クラブ : 会長・幹事による面接・審査の後、地区へ推薦 ②地区 : 書類審査の後、選考会にて面接 選考会実施予定日 2015 年 3 月 21 日 (土) ※スカイプ等を利用したビデオ通話や音声通話による面接は行いません
出発前に提出する書類	地区に以下の書類を提出する ・入学許可を証明するもの ・奨学金振込先口座届出書 ・奨学金受領書	地区に以下の書類を提出する ・入学許可を証明するもの ・奨学金振込先口座届出書 ・奨学金受領書
ロータリークラブにおけるスピーチの必要性	・出発前 : 派遣 RC で 1 回スピーチを行う ・学業期間中 : ロータリアンまたはそれ以外の人 (学校、地域社会の団体、同輩グループ、同級生など) を対象に 10～15 回のスピーチを行う ・帰国後 : ロータリアンまたはそれ以外の人を対象に 8～10 回のスピーチを行う	・出発前 : 派遣 RC で 1 回スピーチを行う ・学業期間中 : ロータリアンまたはそれ以外の人 (学校、地域社会の団体、同輩グループ、同級生など) を対象に 10～15 回のスピーチを行う ・帰国後 : ロータリアンまたはそれ以外の人を対象に 8～10 回のスピーチを行う
報告書の提出義務	地区に以下を提出する ・中間報告書 (3 カ月ごと) と最終報告書 (帰国後 1 ヶ月以内) ・収支明細報告書 (75 米ドル以上の支出についてはレシート・領収書を添付する)	地区に以下を提出する ・第 1 回報告書 : 最初の支払いから 12 カ月以内 ・その後の報告書 : 奨学金期間中 12 カ月ごと ・最終報告書 : 帰国後 2 カ月以内 ※75 米ドル以上の支出については、報告書式にレシート・領収書を添付する
ロータリー財団奨学金コーディネーターによるサポート	なし ※ 奨学生に関する連絡はすべてクラブ・地区の責務	あり
財団学友会	・奨学生期間終了後、第 2690 地区財団学友会へ入会し、可能な範囲でその活動に参加する ・住所等変更した場合は、地区ガバナー事務所へ連絡する	奨学生期間終了後、財団学友会へ入会義務

## お問合せ先 2014-2015 年度 国際ロータリー第 2690 地区

松本祐二ガバナー事務所 <http://www.rid2690.com>  
地区ロータリー財団事務所 <http://www.zaidan-rid2690.jp>

TEL 0856-25-7269 E-mail [office@rid2690.com](mailto:office@rid2690.com)  
TEL 086-221-2690 E-mail [office@zaidan-rid2690.jp](mailto:office@zaidan-rid2690.jp)